

保護者の方へも本資料を必ずお渡しください。

令和9年4月
高校入学予定の
皆さんへ

安心して
高校生活始めるために

名古屋市 入学支援金のご案内

令和8年
7月24日
申請受付
スタート!

高校などへの進学にあたり、経済的な不安を抱えている方に
名古屋市から高校入学時に必要となる学資として**7万円**を支給します。

対象

未来まなび応援金(就学援助制度)と同程度の経済的な要件を満たしている中学3年生
(4人世帯の場合、年収590万円未満が目安)

【申請は**令和8年11月30日**まで】

お忘れなく!

支援を受けるためには期限までに申請が必要です

申請はこちらのコードから

●名古屋市公式ウェブサイト

にゅうがくしえんきん
入学支援金

サイト内検索

名古屋市入学支援金に
関するお問い合わせ先

名古屋市教育委員会 学事課
TEL 050-1721-3947 FAX 052-972-4175
(自動音声に繋がります。)



～よくある質問～

⇒制度の対象となる進学先学校（国公立、私立）とは？

- 愛知県内の高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程
 - 全国の高等学校通信制課程（通信制課程は県外も可）
 - 愛知県内の専修学校及び各種学校（高等学校等就学支援金制度の対象校に限る）
 - ・専修学校の一般課程や各種学校のうち国家資格者養成課程に指定されている学校
- ※特別支援学校高等部へ進学する場合は、「特別支援教育就学奨励費」制度により高校入学時の費用が支給されるため、入学支援金制度の対象とはなりません。
- ※高等学校専攻科への進学や、科目履修生や聴講生としての進学の場合は、対象とはなりません。

⇒「経済的な要件を満たしている」とは？

以下のAまたはBのいずれかに該当する方が対象です。

A)保護者全員の

- 「令和8年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額が174,300円未満である方
- 世帯ではなく保護者の収入で判定額を計算します。（就学援助制度と異なる）
 - 課税地が政令市でない場合、計算式は「市町村市民税の課税標準額×6%－調整控除額」です。
 - 海外在住により課税されない場合や、住民税未申告の場合は認定できません。
 - 生活保護制度の教育扶助費や児童福祉法の措置費を受給している方は、高校入学時の費用が当該制度により支給される見込みがある場合は、入学支援金制度の対象とはなりません。

B) 未来まなび応援金（名古屋市就学援助制度）について、令和8年9月分以降の認定を受けていること

- 認定見込みの場合も入学支援金の申請は可能ですが、令和8年9月分以降の未来まなび応援金が否認になった場合は、入学支援金は不支給で決定します。（他の要件により入学支援金の支給対象となる場合を除く）

★「令和8年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」について★

- 各ご家庭においてもおおまかに確認できます。
- ※なお、申請の際には、名古屋市教育委員会が審査のために、本市が保有する所得情報等を閲覧して必要な情報を確認することに同意いただける場合は、原則として所得証明書等の添付が省略できます。
- マイナンバーカードをお持ちの場合、ご自身の課税標準額や調整控除額などはマイナポータルで「あなたの情報」をご確認ください。

『令和8年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書』の見本

計算式：（市民税の課税標準額 ×0.06）－（調整控除額 ×0.75）＝

⇒保護者全員の計算結果の合計額が174,300円未満の場合が対象です。

給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準額①	調整控除額②	合計金額
雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	総所得金額① 障害・寡・ひとり 配偶者特別 扶養 特定親族特別 基礎控除	総所得金額① 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 土地等譲渡 先物取引	調整控除額② 調整控除額③ 調整控除額④ 調整控除額⑤ 調整控除額⑥ 調整控除額⑦ 調整控除額⑧ 調整控除額⑨ 調整控除額⑩ 調整控除額⑪ 調整控除額⑫ 調整控除額⑬ 調整控除額⑭ 調整控除額⑮ 調整控除額⑯ 調整控除額⑰ 調整控除額⑱ 調整控除額⑲ 調整控除額⑳ 調整控除額㉑ 調整控除額㉒ 調整控除額㉓ 調整控除額㉔ 調整控除額㉕ 調整控除額㉖ 調整控除額㉗ 調整控除額㉘ 調整控除額㉙ 調整控除額㉚ 調整控除額㉛ 調整控除額㉜ 調整控除額㉝ 調整控除額㉞ 調整控除額㉟ 調整控除額㊱ 調整控除額㊲ 調整控除額㊳ 調整控除額㊴ 調整控除額㊵ 調整控除額㊶ 調整控除額㊷ 調整控除額㊸ 調整控除額㊹ 調整控除額㊺ 調整控除額㊻ 調整控除額㊼ 調整控除額㊽ 調整控除額㊾ 調整控除額㊿	調整控除額② 調整控除額③ 調整控除額④ 調整控除額⑤ 調整控除額⑥ 調整控除額⑦ 調整控除額⑧ 調整控除額⑨ 調整控除額⑩ 調整控除額⑪ 調整控除額⑫ 調整控除額⑬ 調整控除額⑭ 調整控除額⑮ 調整控除額⑯ 調整控除額⑰ 調整控除額⑱ 調整控除額⑲ 調整控除額⑳ 調整控除額㉑ 調整控除額㉒ 調整控除額㉓ 調整控除額㉔ 調整控除額㉕ 調整控除額㉖ 調整控除額㉗ 調整控除額㉘ 調整控除額㉙ 調整控除額㉚ 調整控除額㉛ 調整控除額㉜ 調整控除額㉝ 調整控除額㉞ 調整控除額㉟ 調整控除額㊱ 調整控除額㊲ 調整控除額㊳ 調整控除額㊴ 調整控除額㊵ 調整控除額㊶ 調整控除額㊷ 調整控除額㊸ 調整控除額㊹ 調整控除額㊺ 調整控除額㊻ 調整控除額㊼ 調整控除額㊽ 調整控除額㊾ 調整控除額㊿

（摘要）
名古屋市条例による市民税減税額

課税標準額

※給与以外の所得がある場合等、特別徴収税額の決定通知書だけでは全てを確認できないことがあります。
正確な金額については、マイナポータルまたは課税証明書にてご確認ください。

令和8年度の要件（受給資格）については、規則等の一部改正の施行を前提としています。

申請受付は、
令和8年11月30日（月曜日）まで！！

合格発表後には、請求手続きが必要です！！

ご案内は、名古屋市公式ウェブサイト>「^{にゅうがくしえんきん}入学支援金」



<https://www.city.nagoya.jp/kodomo/schools/1016760/1016797/1036101.html>

～注意事項～

- すでに未来まなび応援金(名古屋市就学援助制度)の認定を受けている方も申請が必要です。
- 同学年の兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要です。
- 進学希望校や進学予定校が制度の対象校であれば申請できます。
対象校への合格後に請求いただき、支給します。
（ただし、実際に進学した学校が制度の対象外の場合は返還）
- 申請に関する情報は、在学中の中学校等にも共有します。
（在学状況等の要件を確認するため）
- 名古屋市教育委員会が審査のために、本市が保有する住民登録情報や所得情報を閲覧して必要な情報を確認することに同意いただける場合や、マイナンバーを提供いただける場合は、原則として住民票の写しや所得証明書等の添付が省略できます。

同意や提供いただけない場合の所得確認について

令和8年1月1日当時にお住まいだった市町村で発行される

「令和8年度の課税証明書」を保護者全員分提出する必要があります。

※証明書の名称は、市県民税証明書等、市町村により異なります。

課税標準額と市町村市民税の調整控除額が確認できる内容が記載された証明書を提出してください。

○他の奨学金制度と併給できます。

（生活保護制度の生業扶助費、児童福祉法の措置費及び特別支援教育就学奨励費とは併給不可）

○申請後、要件の確認のため、追加で書類が必要となる場合があります。

その場合は、名古屋市教育委員会学事課から、電話やお手紙等でご連絡します。

○判定額の174,300円を超えていても、保護者の失業等自己の責めによらない事由により収入が著しく減少し、令和8年の収入見込が市民税所得割額非課税相当となる場合は、家計急変として対象となる場合があります。家計急変の審査のためには、追加で書類を提出いただきます。詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。

○電子申請が困難なご事情がある場合は、名古屋市教育委員会学事課までご相談ください。

名古屋市入学支援金とは？

お子さまが愛知県内の高等学校などへ入学するにあたり、入学時の費用として**7万円を支給**する返済不要の制度です。



対象 以下の項目のすべてに該当する必要があります。

- 7月1日時点で生徒・保護者が本市在住で、愛知県内の中学校などに在学している中学3年生
- 愛知県内の高等学校など(通信制については県外も対象)へ入学
- 経済的な要件を満たしている

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・保護者全員の「令和8年度市民税の課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額が174,300円未満である方※
- ・本市就学援助の9月以降の認定を受けた方(生活保護法に規定する要保護者を除く)

※本市就学援助が否認となった場合でも、所得判定の対象者が異なるため、対象となる場合があります。

※基準額を超過した場合でも、自己の責めによらない事由により収入が著しく減少した場合は、家計急変として対象となる場合があります。

※海外在住により課税されない場合や、住民税未申告の場合は認定できません。

◎対象の学校種や経済的な要件についての詳細は、おもて面に記載の「名古屋市入学支援金のホームページ」よりご確認ください。

申請から支給までの流れ

1 申請手続き(手続きの目安は10～15分)

Webにて申請を行います。(手続きの方法や申請時に必要な添付書類はホームページをご確認ください)

〈電子申請時に提出する書類(画像データ)〉

次の書類の画像データの提出が必要です。申請前にあらかじめご準備ください。(他にも書類を求める場合があります)

対象者	提出書類(画像データ)	注意事項
申請者全員	通帳口座(生徒名義に限る)	保護者名義不可 (未作成の場合、作成してください)

注意事項

- 本市就学援助の認定を受けている方も申請が必要です。
- 同学年の兄弟姉妹がいる場合は、それぞれ申請が必要です。

2 審査・認定 (1月中旬頃を予定)

提出していただいた証明書などをもとに審査を行い、結果を申請時に入力されたメールアドレス宛てに通知します。

3 請求 (令和9年3月末まで)

②で認定された方は、本制度の対象校に合格したら、合格通知書、WEB合格発表の画面、振込先の通帳口座などをWEBから提出してください。

4 支給

③で提出していただいた書類を確認後、不備がなければ3週間程度で生徒名義の口座へ入学支援金が支給されます。

申請時に同意いただければ、経済的な要件の確認は本市で行います。令和8年1月1日時点で本市在住の方であれば、「課税証明書」や「住民票」などの書類を取得することなく申請できます。

詳細はおもて面に記載の「名古屋市入学支援金のホームページ」よりご確認ください ➡